

4 ライフステージごとの目標と教育内容

(1) 未就学児

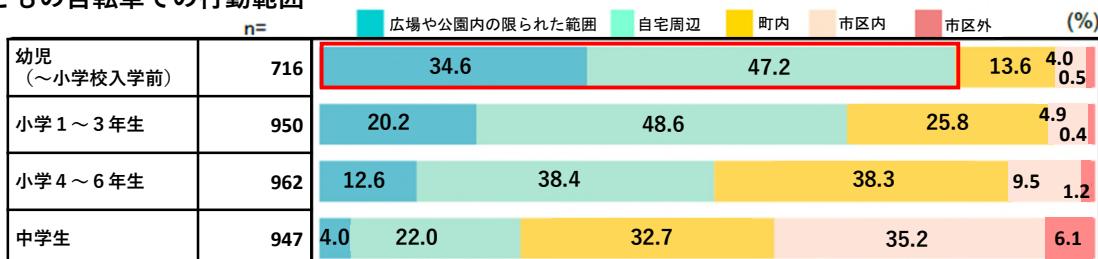
目標

- 歩行者として、また、将来、自転車利用者として道路を安全に通行するためのルールを学ぶ。
- まっすぐ走る、止まりたい場所で止まるといった自転車の基本的な技能を習得する。

交通事故実態等

- 自転車に乗り始める未就学児は、公道を運転する機会が少なく、公道を運転する場合も自宅周辺など極めて限定的な範囲にとどまる。

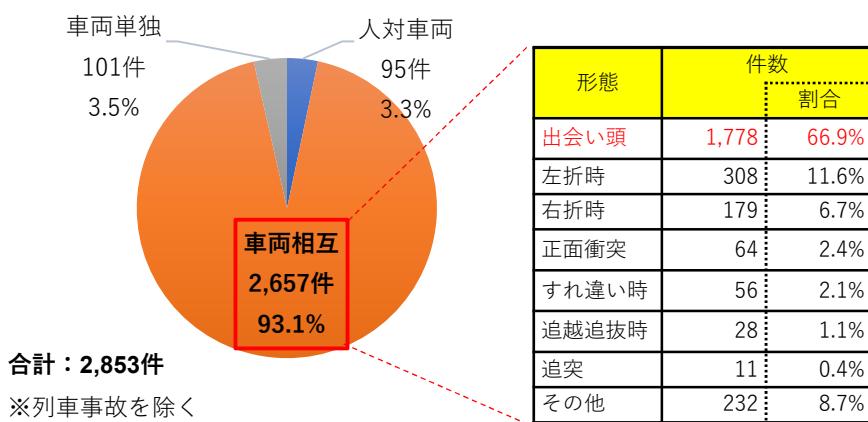
○ こどもの自転車での行動範囲



出典：一般財団法人自転車産業振興協会（2022年）2021年度自転車の交通ルールに関する意識調査に関する報告書

- 未就学児の自転車事故の事故類型は、車両同士の出会い頭事故が最も多い。

○ 未就学児の事故類型別の自転車事故件数 (H27～R6合計)



未就学児は「出会い頭事故」が最も多い

「出会い頭事故」は、すべてのライフステージにおいて、自転車事故の中で最も多くなっていますが、未就学児では、特にその割合が高くなっています。周りを見ずに道路に飛び出すなど、事故に遭わないための基本的な行動が身に付いていないことが原因と考えられます。

教育に当たっての基本的な考え方

- 交通社会の一員としての出発点として、道路は様々な車や人が利用しており、事故に遭わないために周りをよく確認することが大切であることを理解する。

教育を行うときのポイント

- ・ こどもは大人のまねをします。保護者はこどもを幼児用座席に同乗させる機会が多いため、こどもたちが交通ルールに従った運転ができるよう、模範となる運転をすることが重要です。また、こどもと同伴走行するときも、付き添う大人がこどもたちの模範となるよう心掛けましょう。
- ・ 未就学児が公道を一人で自転車に乗ることは危険です。必ず大人が付き添い、一緒に交通ルールを確認したり、安全を確認したりして、自転車の運転に必要なことを教えましょう。
- ・ 13歳未満で普通自転車を利用する場合には、歩道を通行することができます。歩道を安全に通行できるように歩道通行のルールを教えましょう。

「幼児の特性」

- ・ 一つのものに注意が向くと、まわりのものが目にはいらなくなる
- ・ ものごとを単純にしか理解できない
- ・ そのときどきの気分によって行動が変わる
- ・ 抽象的なことばだけではよく理解できない
- ・ 大人のまねをする
- ・ 大人に依存しやすい
- ・ 応用的動作ができない
- ・ 物かけで遊ぶ傾向がある

(出典：「幼児交通安全教本」（昭和48年5月5日中央交通安全対策会議決定）)

「技能」の教育内容

項目	習得すべき目標
バランス能力の向上	・ ふらつかずに発進してまっすぐ走れるようになる
ブレーキのかけ方	・ 止まりたい場所で「止まる」ことができる

教育を行うときのポイント

- ・ こどもが自転車を運転する前に、保護者が自転車の点検を行いましょう。（参照：p.25 「9 「ぶたはしゃべる」で自転車点検」）。
- ・ 自転車を運転する未就学児に対しては、保護者が正しいヘルメットの着用の仕方（参照：p.24 「8 正しいヘルメットの着用の仕方」）を理解し、ヘルメットを着用させましょう。
- ・ バランス能力やブレーキのかけ方に不安がある場合は、公道に出る前に、公園や広場などの安全な場所で十分に練習しましょう。（参照：p.21 5 「正しいブレーキのかけ方」とは？」）
- ・ 最初は自転車に慣れ親しむことを目標に、こどものペースに合わせて練習しましょう。

「知識」の教育内容（★は重点的に教育すべき事項）

項目	重点	習得すべき目標	参照
信号機の信号等に従う義務	★	・基本的な信号の意味（「青」は進むことができる、「赤」は止まる）を理解している	p.112 8
徐行すべき場所	★	・身の周りの徐行すべき場所で、ゆっくり走らなければいけないことを理解している	p.113 9 p.16 1
指定場所における一時停止	★	・交差点は、事故が起きやすい危ない場所であり、事故に遭わないために、一度止まって、車がいないか確認することが大切であることを理解している ・「止まれ」の標識・標示の意味を理解している	p.113 10 p.17 2 p.18 3
ヘルメットの着用	★	・自転車に乗るときに、自分の命を守るためにヘルメットを着用することが必要であることを理解している	p.120 20 p.32 14

1 「徐行すべき場所」とは？（参照：p.113 「9 徐行すべき場所」）

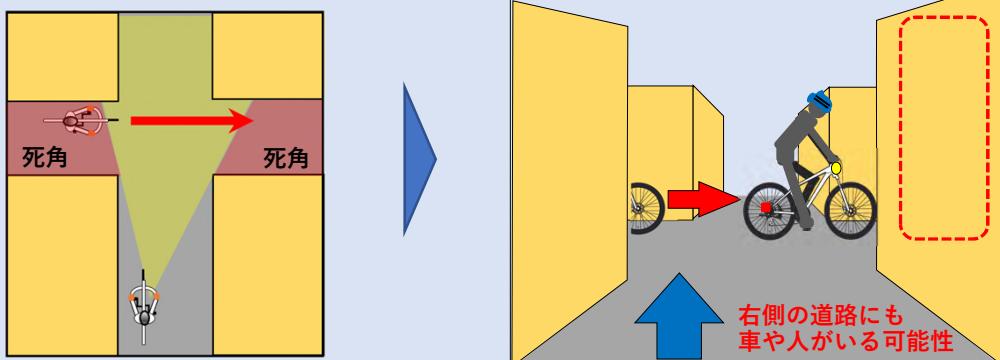
徐行とは、車両がすぐに止まることができる速度で進行することです。

次の場所では、事故が起きやすくなることから、徐行をしなければいけないと道路交通法で規定されています。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ・左右の見とおしがきかない <u>交差点</u> | ・上り坂の頂上付近 |
| ・道路の <u>曲がり角付近</u> | ・勾配の急な下り坂 |

未就学児には、見えない場所から車や人がくること、飛び出さずに周りをしっかり確認する必要があることを教え、見えない場所に近づくときはスピードを落としてゆっくり走ることが習慣となるようにしましょう。また、見えない場所の手前では、飛び出しを防いだり、車や人との衝突を防いだりするためにも、一度止まることが大切です。

（例）左右の見とおしがきかない交差点



民家の塀などで左右の見とおしがきかない交差点では、交差点に入る前に、左右が見とおせる位置で安全確認を行う必要があります。交差点では、「止まる」「見る」「確かめる」を確実に行い、見えない場所にいる車や人の存在を確認しましょう。

「行動・態度」の教育内容

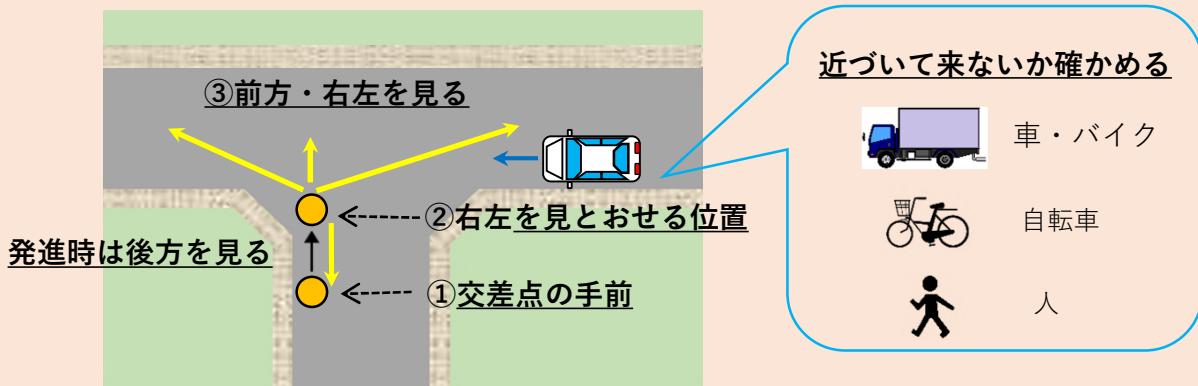
項目	重点	習得すべき目標
交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の習得	★	・「止まる」場所、「見る」方向、「確かめる」対象を具体的に理解し、交差点に入るときや道路外の施設や場所から道路に出るときに、「止まる」→「見る」→「確かめる」の順番で実践している
他の人がいることの認識及び他人を思いやる気持ちの醸成	★	・歩道は、歩行者の道路であり、歩行者とぶつからないように周りをよく見て通ることができている ・急に動きを変えるなど、ほかの人の迷惑となる運転をしない

教育を行うときのポイント

- ・未就学児は、歩行者として道路を安全に通行できるようになることが最も重要です。
- ・未就学児の自転車の安全教育に当たっては、歩行者として気を付けることと共通する点も多く（例えば、交差点等において、急に車道や横断歩道に飛び出すことなく、一度止まって、車が来ないか確認することは、歩行者として道路を安全に通行する大前提です。）、歩行者の交通安全教育の中で、自転車と関連付けながら行なうことが効果的です。

2 「止まる」場所、「見る」方向、「確かめる」対象

- 「止まる」場所 ⇒ 飛び出しを防ぐため、①交差点の手前（※）で一度止まり、（※停止線がある場合はその直前）
②右左を見とおせる位置までゆっくり進んでから、再度止まる
- 「見る」方向 ⇒ 交差点の③前方と右左を見る、発進するときは後方も見る
- 「確かめる」対象 ⇒ 車やバイク等、他の交通主体が近づいて来ないかを確かめる

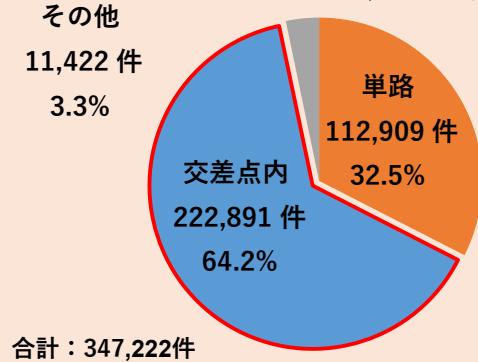


3

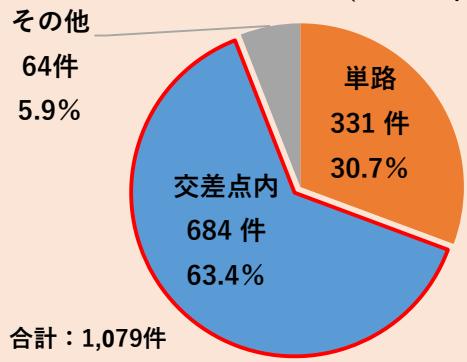
「交差点」ってどんな場所？

交差点とは、十字路、丁字路その他2つ以上の道路が交わる部分をいいます。自転車事故が発生した場所を見ると、交差点内での事故が最も多くを占めています。

○ 全年齢層の衝突地点別の自転車事故件数 (R2～R6合計)



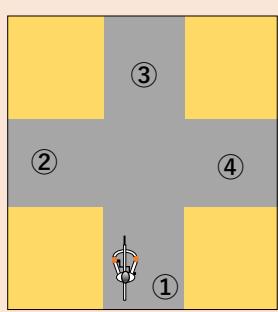
○ 未就学児の衝突地点別の自転車事故件数 (R2～R6合計)



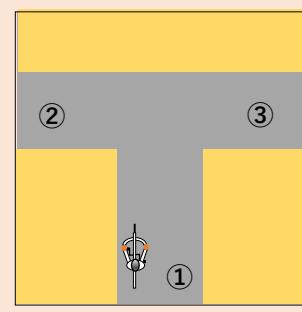
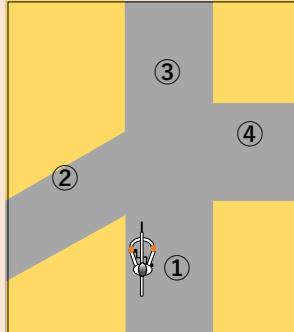
(注) 「单路」とは、歩道、路側帯、自転車道、自転車専用道路、第一通行帯（走行車線）、第二通行帯以上（追越し車線）等をいう。

身の周りのどこに交差点があるのかを子どもと一緒に確認しながら（地図や写真を示すことも有効です）、徐行すべき場所や一時停止といった交通ルールを学び、「止まる」「見る」「確かめる」といった交差点における行動・態度を実践できるようにしましょう。

十字路



丁字路



「交差点」について教えるときの一例として、自宅近くの交差点で、交差道路（例：上図②、③、④）を指差しながら「交差点は道路が増える場所」、「（道路が増えることで）多くの自動車や自転車、人が通る場所」といった伝え方があります。

4 「出会い頭事故」が発生する場所

出会い頭事故は交差点だけではなく、道路外の施設の出入口等でも起こります。（下図参照）

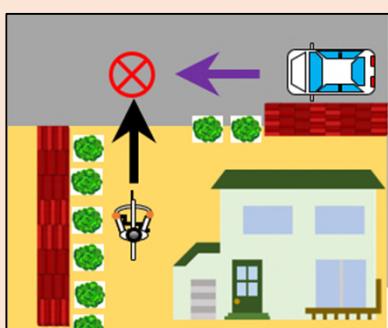
交差点や横断歩道に限らず、自宅や公園から道路に出るときにも「止まる」「見る」「確かめる」ことが大切なことを理解できるようにしましょう。

歩道を通行するときには、駐車場などから出てくる自動車との出会い頭事故が多いことから、特に、歩道を通行する機会が多いこどもたちには、

- 歩道でも自動車との事故が起こるので自宅や店の出入口の近くでは注意すること
- 歩道では徐行のルールがあること（参照：p.24 「△6 歩道の通行方法」）
- 歩道の車道寄りを通行すること（参照：p.24 「△7 歩道で車道寄りを通行しなければならない理由」）

を教えることが必要です。

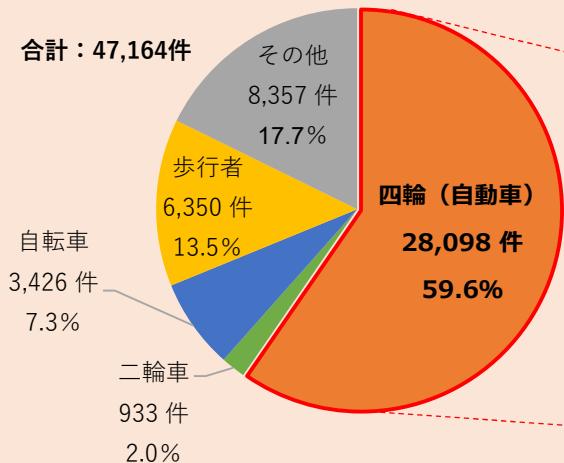
(例) 自宅の出入口



(例) コンビニの駐車場出入口前の歩道上



- 全年齢層の歩道における相手当事者別自転車事故件数（R2～R6合計）



事故類型	件数	割合
出会い頭	16,979	60.4%
左折時	5,929	21.1%
右折時	1,707	6.1%
追越追抜時	110	0.4%
追突	70	0.2%
正面衝突	54	0.2%
すれ違い時	35	0.1%
その他	3,214	11.4%

（注）・表示単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

Column2

ペダルなし二輪遊具（いわゆるキックバイク）

未就学児が自転車に乗る上で必要なバランス能力などの技能を身に付ける方法として、幼児用のキックバイクを使った練習があります。

ただし、自転車とは異なり、キックバイクは遊具であり、交通の頻繁な道路での使用は道路交通法において禁止されています。キックバイクの練習は、その利用が認められる安全な場所で保護者の下で行うようにしましょう。

（道路交通法第76条第4項 「何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

三 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。」）

